

現 状



地域コミュニティが果たしている役割

地域コミュニティが果たす役割への期待

- 少子高齢化の進展・大規模災害の影響などから、共助の重要性が再認識され、支え合いの基礎となる地域コミュニティが果たす役割への期待は増大

人と人のつながり

- 地域コミュニティの一員として顔の見える関係を築き、様々な人とつながり、認め合い、支え合うことで、暮らしの安全や豊かさを獲得

地域コミュニティの抱える課題

関心の低下・つながりの希薄化

- 社会経済情勢の変化や市民の価値観の多様化の中で、地域への関心の低下・住民同士のつながりの希薄化

参加者の固定化

- 地域活動の大切さについての理解を示しつつも、必ずしも参加に結びついておらず、地域活動の参加者が固定化

運営の透明性

- 一部の団体における運営の透明性の問題や、情報の周知不足により、地域活動への理解や参加に障

役員の高齢化・固定化

- 活動に係る負担感の大きさに起因する新たな担い手の確保の困難性と、役員の高齢化・固定化

制度上の位置づけ

- 自治会・町内会の制度上の明確な位置づけがないことに起因する、加入呼びかけの難しさ

持続可能な地域コミュニティづくりに向けた基本的な考え方

1. 地域コミュニティの価値（大切さ）

地域コミュニティの固有の価値

- ①命を守る
- ②暮らしを豊かにする
- ③地域を創る

持続可能な地域コミュニティとは

この固有の価値が守られ、継承されていくこと

2. 価値の継承のために必要な視点

- ①住民理解（運営や活動に関する住民の理解・協力）
- ②スリム化（無理のない運営や活動への転換）
- ③開かれた活動（情報公開・情報発信や参加しやすい環境）
- ④緩く・楽しく・みんなで（緩いつながり、楽しい活動、多様な担い手）
- ⑤多様性の許容（様々な価値観や生活様式を認め合う環境）
- ⑥共創（多様な主体と連携した取組み）

3. 価値の継承のために必要な取組み

1. 地域コミュニティの価値の共有

- ①地域コミュニティの価値や役割を理解してもらうための情報発信
- ②価値の共有のための場づくり
- ③地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ

2. 自治協議会や自治会・町内会に対する支援

- (1) 地域活動への参加促進
 - ①住民理解促進のために地域が行う広報活動の支援
 - ②多くの住民が参加しやすい環境づくり
 - ③住民に開かれた運営や活動の推進
 - ④緩やかなつながりを生むきっかけづくり
 - ⑤公民館による支援や連携の推進
- (2) 担い手の負担軽減
 - ①スリム化による負担軽減
 - ②自治協議会の運営基盤の強化

3. 市の意識改革

- (1) 地域コミュニティとのパートナーシップの強化
- (2) 依頼事項の整理・削減



1. 地域コミュニティの価値の共有

※参考資料がある項目は、横に資料番号を記載

- ・福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例の制定 ③ ④
地域コミュニティ固有の価値の共有・継承などを基本理念とする条例を制定（自治協議会や自治会・町内会の位置づけを明確化）【R4.4施行】
- ・市政だよりへの記事掲載 ⑭
市政だより（令和4年4月15日号）で条例の趣旨を説明し、地域活動への参加を呼びかけ
- ・地域情報ポータルサイトの構築
転入者等が気軽に地域の情報を知れるように、自治会・町内会検索や加入申込みができるWEBサイトを構築【R5.1予定】

2. 自治協議会や自治会・町内会に対する支援

<自治協議会>

- ・自治協議会共創補助金の交付要件緩和
10の基本事業の取扱い緩和（必須→推奨）や運営費割合の引上げ（1/3以内⇒1/2以内）により、補助金の使途を柔軟化【R4～】

<自治会・町内会>

- ・町内会活動支援事業補助金の創設 ⑪
地域デビュー応援事業補助金を拡充した町内会活動支援事業補助金を創設【R4～】

<自治協議会、自治会・町内会共通>

- ・区地域支援課職員の増員
地域の実情に応じた、よりきめ細やかな支援体制を整備（係長+9人、会計年度職員（一般事務）+3人）【R4～】
- ・地域広報アドバイザーの配置
地域の広報活動支援のため、専任職員を各区に1名配置【R4～】
- ・共創プロジェクトの成果を職員へと継承 ⑤
共創プロジェクト（H29-R3）の成果を手引にまとめ、区地域支援課職員や公民館職員などへ配付【R3～】
- ・ふくおか共創パートナー企業の募集強化 ⑥ ⑦
「ふくおか共創パートナー企業」へ改称し、登録要件を拡大（1年以内に取組み予定を追加）した上で、各種業界団体を通じた積極的な広報により共創の取組みを拡大【R4～】

<コロナ下での活動支援>

- ・オンラインなどの活用支援
職員や外部の専門家などによるオンライン会議の実施やICT活用の支援【R3～】
- ・地域の取組み事例の共有 ⑨ ⑩
共創自治協議会サミットにおいてコロナ下での地域の取組み事例を紹介【R4.10】

3. 市の意識改革

- ・市から地域への依頼の見直し ⑫ ⑬
自治協議会等への協力依頼に関する規則・ガイドラインを策定し、市役所内で見直しに取組むとともに、地域の負担軽減についての地域との意見交換を実施【R4～】
- ・地域活動への参加促進
職員の地域活動への参加促進のための環境整備として、職免制度等を創設【R4～】
- ・職員の意識改革
市の幹部職員による庁議（4月）や共創の地域づくり推進本部会議（10月）のほか、全職員向けのeラーニング研修を通じ、共創のパートナーとしての市職員の意識改革を実施【R3～】

<参考> 基本となる事業

1. 自治協議会向け

自治協議会共創補助金の交付

自治協議会が主体的に行う共創のまちづくり活動に係る経費を助成（人口に応じ、上限253-401万円）

校区担当係長による支援

2. 自治会・町内会向け

町内会活動支援事業補助金の交付 ⑪

自治会・町内会が主体的に行う地域の活性化や課題解決のための活動に係る経費を助成（補助率1/2・上限5万円又は補助率4/5・上限10万円）
※地域デビュー応援事業補助金（H26-R3）を拡充

地域の実情に応じた、きめ細やかな支援体制を整備（概ね4校区に1人）

3. 多様な主体との連携（共創の取組み）

企業等との連携 ⑥ ⑦

地域のまちづくりに協力いただく企業・団体・商店街などを「ふくおか共創パートナー企業」として登録・公表
※ふくおか絆応援団（H27-R3）から改称

専門家による支援

地域の課題解決等のためのアドバイスを行う「共創による地域づくりアドバイザー」を地域の要望に応じて派遣し、地域の活性化等を支援
※共創コネクター（H29-R3）はアドバイザーへ移行

4. 公民館の地域に対する取組み

公民館主催事業（地域の担い手パワーアップ事業）

公民館による地域活動の担い手の育成等の機能を強化するため、公民館職員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、各公民館が地域の実情に応じ、地域の担い手を育成するための取組みを展開

地域のデジタル化支援事業

- ・すべての公民館にWi-Fi環境を整備
- ・地域住民及び地域活動のデジタル化を支援するため、公民館スマホ塾などの学習機会を提供